

東温市新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱

(平成 25 年 3 月 27 日告示第 32 号)

改正 平成 27 年 2 月 26 日告示第 25 号 平成 28 年 3 月 30 日告示第 81 号

(目的)

第 1 条 この告示は、新エネルギー機器等を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出量の削減等を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新エネルギー機器等 家庭用リチウムイオン蓄電池及び家庭用燃料電池をいう。
- (2) 家庭用リチウムイオン蓄電池 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、蓄電容量が 1kWh 以上の蓄電池部と、インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されるもののうち、住宅に設置するものをいう。
- (3) 家庭用燃料電池 定格運転時において 0.5 から 1.5kW の発電能力がある燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、電力及び熱の供給を主目的としたシステムであり、住宅に設置するものをいう。
- (4) 対象システム 家庭用リチウムイオン蓄電池システム及び家庭用燃料電池システムで、一般に販売されている未使用のものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、市内に対象システムのいずれかを購入し、設置した者で、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム

ア 自ら居住する市内の一戸建て住宅（居住の用に供する部分の床面積が総床面積の 2 分の 1 以上である店舗等との併用住宅を含み、賃貸住宅を除く。以下この条において同じ。）に家庭用リチウムイオン蓄電池システムを設置した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するため

に市内の家庭用リチウムイオン蓄電池システム付住宅を購入した者であること。

イ 市税等を滞納していない者であること。

(2) 家庭用燃料電池システム

ア 自ら居住する市内の一戸建て住宅に家庭用燃料電池システムを設置した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために市内の家庭用燃料電池システム付住宅を購入した者であること。

イ 市税等を滞納していない者であること。

ウ 電気事業者と電力受給契約書又は電力系統連系に関する覚書を締結していること。

2 対象システムに対する補助金の交付は、同一の住宅において、いずれか1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システム設置費から国その他の補助金等の収入額を控除した額又は10万円のいずれか低い方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 家庭用リチウムイオン蓄電池システムに対する補助金の交付を受けようとする者は、当該システムの設置工事を完了した日から6月以内に、東温市新エネルギー機器等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類等を添付して、市長に申請しなければならない。

2 家庭用燃料電池システムに対する補助金の交付を受けようとする者は、当該システムの設置工事を完了した日から6月以内に、東温市新エネルギー機器等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類等を添付して、市長に申請しなければならない。

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補

助金の交付を決定し、申請者に東温市新エネルギー機器等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 交付が不相当と認められる場合には、東温市新エネルギー機器等設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、東温市新エネルギー機器等設置費補助金交付請求書（様式第4号）を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（手続の代行）

第8条 申請者は、第5条に規定する申請その他の手続について、対象システムを販売するもの（以下「手続代行者」という。）にこれらの手続の代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続を誠意を持って実施するものとする。
- 3 市長は、手続代行者がこの告示に規定する手続を偽りその他の不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を停止することができるものとする。

（処分の制限）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象システムを法定耐用年数の期限内において、廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ東温市新エネルギー機器等処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、東温市新エネルギー機器等処分承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反して対象システムを処分したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 26 日告示第 25 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の東温市新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱(平成 25 年 3 月 27 日告示第 32 号)第 5 条第 1 項の規定により予約の申込みをした者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日告示第 81 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項を削る改正規定は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。

様式 略